

円滑な価格転嫁に向けて、 「パートナーシップ構築宣言の推進と 価格転嫁を促す群馬共同宣言」宣言式に出席

8月4日、群馬県庁32階官民共創スペース NETSUGENにて、「パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言」宣言式が開催され、本会吉田勝彦会長が出席した。

本宣言は、価格交渉しやすい環境を整備し、適正な価格転嫁を促進することを目的に、経済団体、労働団体、行政等が連携して取り組むことを表明するもの。

はじめに、群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室・田村悟室長が共同宣言の趣旨説明を行った。

続いて、群馬県経営者協会・天野洋一会長並びに、山本一太群馬県知事が代表して宣言書への署名を行った。



宣言式に出席する吉田会長(右から2人目)

出席した山本知事は、共同宣言を契機に、より多くの企業が、パートナーシップ構築宣言に取り組み、適正な取引が促進され、価格交渉がしやすい環境が整備されるよう、関係団体と連携して取り組みたいと決意を述べた。

天野会長は、発注元と請負先がお互いの立場を尊重しあい、適正な価格転嫁を通じ、賃金上昇に結びつけ、群馬県民の幸福度アップにつなげたいと抱負を語った。

最後に、太田雄彦関東経済産業局長は、9月は価格交渉推進月間であり、この宣言を契機に群馬県内の価格交渉が益々、円滑に進むことを期待すると述べた。



宣言書に署名を行う山本知事(左)と天野会長(右)



署名した宣言書を手にする11機関・団体の代表者

宣言書に署名した11機関・団体

- 一般社団法人群馬県経営者協会
- 一般社団法人群馬県商工会議所連合会
- 群馬県商工会連合会
- 群馬県中小企業団体中央会
- 群馬経済同友会
- 群馬中小企業家同友会
- 日本労働組合総連合会群馬県連合会
- 公益財団法人群馬県産業支援機構
- 経済産業省関東経済産業局
- 厚生労働省群馬労働局
- 群馬県

パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言

原材料価格やエネルギーコストの高騰、人手不足による人件費の上方圧力の高まり、消費者物価上昇等に対応するための賃上げの社会的要請など、地域経済を取り巻く環境は大きな岐路に差し掛かっている。この困難な時代を乗り切るには、同じ目的・目標を目指すパートナーであるサプライチェーン構成企業各社の共存共栄、相互成長は欠かせない。私たちはこれを実現するために、パートナーシップ構築宣言の更なる推進と、価格転嫁のスムーズな展開を図り、地域経済の活性化に寄与するべく、下記のとおり宣言する。

記

1. パートナーシップ構築宣言の更なる推進のために

- ◆ 各団体は、傘下企業に対する積極的な周知活動を行うことにより、パートナーシップ構築宣言登録企業数の拡大を推進する。
- ◆ 行政及び自治体は、団体の周知活動を支援する。

2. 価格転嫁のスムーズな展開のために

- ◆ 企業は、単にパートナーシップ構築を宣言するにとどまらず、その実効性を確保するため、以下の諸点の実践に努める。
 - ▶ 社内関連部門・担当者に対し、パートナーシップ構築宣言の主旨等について周知し、浸透を図る。
 - ▶ パートナーシップ構築を宣言していることを取引先に開示し、取引先が価格協議の申し出をしやすい環境づくりを進める。また、協議の申し出があった場合、積極的に応じる。
 - ▶ 労務費・原材料費・エネルギー費等各種コストの上昇分を取引対価に加味するなど、申し出に対し前向きな対応を図る。

3. その他

- ◆ 各構成員は、それぞれの専門分野において、価格転嫁の状況に関する情報収集と、構成員相互の情報共有に努める。
- ◆ その他、この宣言の目的を達成するために必要な事項を実践する。

以上

群馬県・価格転嫁サポート窓口の設置について

公益財団法人群馬県産業支援機構は、同機構で運営する「群馬県よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、県内の下請け中小企業の適切な価格交渉・価格転嫁の実現に向け支援を行っています。

T E L 027-265-5016

受付時間 8:30～17:15 (平日)

相談体制 選任のコーディネーター3名(税理士1名、中小企業診断士2名)

令和5年度 厚生労働省 群馬労働局 委託事業 実施機関 株式会社タスクール Plus

群馬働き方改革推進支援センター

今年こそ！
私たちと一緒に **働き方改革** を実現
しませんか？

同一労働
同一賃金
よくわからない

賃金上げ
したいがどうすれば？

就業規則を
見直したい

相談
無料

時間外労働を
抑制したいが
どうすれば？



助成金を利用
できるの？

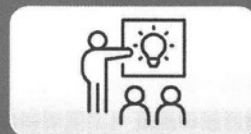
ウチの会社はどうしようか…。そうだ！専門家に相談しよう！



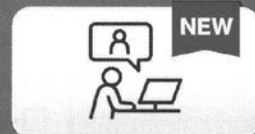
個別企業訪問相談
貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談
当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣
セミナー・WEBセミナーの
実施開催



オンライン相談
お電話または下記QRコードより
お問い合わせください。



*当センターには専用駐車場もございます。来所の際、ご案内致します。
*実施期間：令和5年6月1日～令和6年3月31日
受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

群馬働き方改革推進支援センター

電話

0120-486-450

E-mail

gunma@task-work.com

ファックス

027-212-4718

オンライン相談申込フォーム



ホームページ

働き方改革推進支援センター

群馬働き方改革推進支援センター 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町26-9 八兵衛ビル3階

*当センターは、厚生労働省・群馬労働局より委託を受けた公的支援機関です。*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○ 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○ 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○ 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○ 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら

